

第百八十六号議案

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月二十日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都民生委員定数条例の一部を改正する条例

東京都民生委員定数条例（平成二十六年東京都条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

表中央区の項中「百二十人」を「百二十四人」に改め、同表港区の項中「百六十五人」を「百五十八人」に改め、同表墨田区の項中「二百八人」を「二百九人」に改め、同表江東区の項中「三百二十七人」を「三百三十人」に改め、同表板橋区の項中「五百三十七人」を「五百三十六人」に改め、同表足立区の項中「五百五十八人」を「五百五十九人」に改め、同表葛飾区の項中「四百七人」を「四百八人」に改め、同表府中市の項中「百七十六人」を「百八十一人」に改め、同表調布市の項中「百六十三人」を「百六十五人」に改め、同表狛江市の項中「五十八人」を「五十四人」に改め、同表清瀬市の項中「五十一人」を「五十二人」に改め、同表稲城市の項中「六十五人」を「六十四人」に改め、同表利島村の項中「二人」を「一人」に改め、同表三宅村の項中「十五人」を「十一人」に改める。

附 則

この条例は、令和四年十二月一日から施行する。

（提案理由）

民生委員の定数を改める必要がある。

